コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

TOHOKUSHINSHA FILM CORPORATION
最終更新日：2016年6月30日
株式会社 東北新社
代表取締役社長 植村　徹
問合せ先：03-5414-0211
証券コード：2329
http://www.tfc.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は事業競争力を強化し、企業価値を向上させるべく、会社の業務執行の意思決定機関である取締役会の充実、監査等委員会による取締役会に対する監督機能の強化、業務遂行におけるコンプライアンス及び不正防止のための内部統制の確保をコーポレート・ガバナンスに関する重要な課題と位置付けております。
また、タイムリーかつ正確な経営情報の開示に努め、会社活動の透明性向上を図るとともに社会的公器としての企業責任を果たしてまいる所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場企業としてコーポレート・ガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
植村　徹	8,667,146	18.54
植村　伴次郎	7,917,016	16.94
植村　綾	4,741,138	10.14
二宮　五月	4,726,498	10.11
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY - PB	2,068,000	4.42
植村　久子	1,799,312	3.85
GOLDMAN SACHS& CO. REG	1,165,000	2.49
東北新社従業員持株会	1,026,600	2.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	905,300	1.93
CBNY - GOVERNMENT OF NORWAY	892,900	1.91

支配株主（親会社を除く）の有無	植村徹、植村伴次郎、植村綾、二宮五月
親会社の有無	なし

補足説明 更新

ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから、平成27年12月15日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成27年12月11日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーの大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。
大量保有者　　ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー
住所　　米国カリフォルニア州90404、サンタモニカ市、クロバーフィールド・ブルヴァード1601、スイート5050N
保有株券等の数　4,298,000株
株券等保有割合　9.20%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である、植村徹、植村伴次郎、植村綾、二宮五月の4名は、それぞれ本人と近親者が所有する議決権の合計が当社の議決権の過半数であり、支配株主に該当致します。

支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本とし、客観性、中立性の確保に努め、会社法の定めに従い取締役会において決議等を行い、当社及び当社の株主各位の不利益とならないよう留意してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小野　直路	他の会社の出身者								△			
上田　正人	他の会社の出身者											
宮永　軌雄	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野　直路	○	○	日本放送協会及び株式会社NHKエンタープライズの出身	放送メディア業界に長年にわたり携わっており豊富な経験と知識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任いたしました。なお、独立役員の要件について、一般株主と利益相反する恐れのある事項に該当するものはありません。
上田　正人	○	○	―――	放送メディア業界に長年にわたり携わっており豊富な経験と知識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任いたしました。なお、独立役員の要件について、一般株主と利益相反する恐れのある事項に該当するものはありません。
宮永　軌雄	○	○	プランダス株式会社の取締役	放送メディア業界に長年にわたり携わっており豊富な経験と知識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任いたしました。なお、独立役

				員の要件について、一般株主と利益相反する恐れのある事項に該当するものはありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

当社は、平成28年6月29日開催の第54回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。これは、コーポレート・ガバナンス充実の一環として、取締役会の監査・監督機能をより一層強化することに加え、経営の健全性・透明性をさらに向上させつつ、監督と業務執行を分離し、迅速な意思決定を行うことを目的とするものであります。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会監査、会計監査及び内部監査においては、定期的に開催される会議における業務報告等を含め、必要に応じて相互の情報交換・意見交換等を通じて連携を図り、その実効性を高めるよう努めることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブの付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役の年間報酬総額(2016年3月期実績):239百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は代表取締役社長を委員長とする役員報酬委員会を設置し、役員報酬テーブルを定め、経営環境の変化に応じて改定を行っております。
役員報酬額算定の基本概念は、職責に応じたものとし、同一役位は同一報酬であります。

【社外取締役のサポート体制】更新

当社は社外取締役の職務を補助する部署、担当者は設けておりませんが、取締役会への出席、監査等委員会における常勤委員との意見交換、内部監査室からの定期的な監査報告の実施等を通じて、業務に有用な情報提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

「取締役会」は原則毎月1回開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項などの意思決定や業務執行状況の監督を行っております。その他の会議体として、「経営連絡会議」を原則毎月2回開催し、会議体構成者全員が情報を共有し、取締役会決議事項の事前審議を行う他、会社運営をめぐる諸問題の審議を行い、経営の意思決定に参与しております。
「監査等委員会」は監査等委員である取締役4名で構成され、うち3名を社外取締役としており、原則月1回開催し、取締役・執行役員の業務の執行につき、審議し、監督機能の充実に努めることにしております。監査等委員は監査等委員会で立案した監査計画に基づき取締役会の他に開催される重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、事業所への往査により取締役・執行役員の職務執行を厳正に監査することとしております。
内部監査室は、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続の妥当性や業務実施の有効性、法律・法令・社内ルールの遵守状況について監査を実施し、業務の改善に向けて具体的な助言・勧告を行っております。
会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査を受けております。平成28年3月期の監査業務を執行した公認会計士は次のとおりです。
指定有限責任社員　業務執行社員:川島繁雄
指定有限責任社員　業務執行社員:長沼洋佑
監査業務に係る補助者は、公認会計士、その他計25名で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、監査等委員として3名の社外取締役を選任しており、取締役会で中立的な立場から取締役の業務執行や会社運営を監視することにより、監視機能が十分に整っていると認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会において意見や質問等の発言がしやすい審議方法を採用し、審議内容が視覚的に認識しやすいプロジェクターを使用して説明を行う等、株主総会の活性化に努めております。 また、議決権行使書の返送時に、個人情報保護の観点から株主の住所、氏名等が他人に知られないよう貼付する個人情報保護シールを同封する等、議決権行使の円滑化に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会（年2回）	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、年次報告書	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR室	
その他	機関投資家訪問、個別取材応対、金融ベンダー及び投資家へのIR情報のメール配信、ホームページへのIR情報の掲載	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	低炭素社会実現に向けた取組として「Fun to Share」への参加宣言をし、オフィス内の省エネに取組み、冷暖房において省エネモードに設定し、不要な照明の消灯・電源オフ・PCの省エネ設定から、ファニチャー、ステーショナリーの徹底したリサイクル化を推進しており、全社員が身の回りのできることから環境保全活動に努めております。
その他	（1） 個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適切な管理に努めるため、プライバシーマークを取得しております。 （2） 女性の活動支援に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、育児による休暇・休業制度が取得しやすい環境作りに積極的に取り組んでおります。 ＜当社の女性比率について＞ ・女性取締役の比率　0.0%（0名） ・女性社員の比率　37.0%（301名/814名） ・女性役職者の比率　11.4%（93名/814名）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 当社並びに子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1．取締役及び従業員に法令・定款の遵守を徹底するため「東北新社グループ行動規範」を制定する。更に、法令・定款等に違反又は違反が行われようとする行為を発見した場合の報告体制として「企業倫理相談窓口」(内部通報制度)を設置する。
2．取締役及び執行役員は、担当部門のコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、従業員に対する時宜に応じた適切な研修体制を設ける。
3．適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持、向上を図る。
4．反社会的勢力とは関係を遮断し、要求を受けた場合には毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理(廃棄を含む)し、必要に応じて直ちに検索可能となる体制を構築する。

(3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1．当社社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査室は、子会社を含め定期的に内部監査を実施する。
2．内部監査室は、法令・定款違反その他の事由による損失リスクが懸念される業務執行行為が発見された場合、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度について直ちに当社社長及び子会社社長に報告する。
3．取締役及び従業員は、事業リスクマネジメント規程に基づき定期的に事業リスクの見直しを行い、その解消・軽減に取り組むものとする。
4．不測の事態が発生した場合、危機管理規程に基づき対応手続を含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限にとどめる。

(4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1．重要事項の決定並びに取締役(監査等委員である取締役を除く)の業務執行状況の監督等を行うため、定例の取締役会を毎月1回、更に、必要に応じて臨時に開催する。また、子会社においては会社法の定めに従い取締役会を開催する。
2．主要子会社社長を含め、情報の共有及び業務執行に係る重要事項の議論の場として、当社社長を議長とする経営連絡会議を原則毎月2回開催する。
3．事業環境を踏まえ中期経営戦略を策定する。また、当社各部門及び子会社において年間活動計画を策定し、月次での業績報告を通じて計画に対する進捗状況の検証を行う。
4．社内規程として、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等を定め、取締役及び従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社から、毎月、業績及び業務上の重要事項に関する報告を受ける。また、業務が適正に実施されていることを確認するため、主要子会社から定期的に報告を受ける。

(6) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1．取締役及び執行役員は、業務執行の適正性を確保するため、適切な管理・運営体制を構築する。
2．内部監査室は、内部監査を定期的に実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を検証する。内部監査の結果は、当社社長、監査等委員会及び子会社社長に報告される。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及びその従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会から要請があるときには、補助すべき従業員を置くこととする。同従業員の任命、評価、異動、賃金の改定については、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保する。なお、同従業員は当社の業務執行に係る役職を兼務しないものとする。

(8) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
1．取締役 及び従業員は、監査等委員会の定めるところに従い、必要な報告をする。
2．前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
(イ) 内部統制システム構築に係る部門の活動状況
(ロ) 重要な会計方針、会計基準及びその変更
(ハ) 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
(ニ)「企業倫理相談窓口」(内部通報制度)の運用及び相談の内容

(9) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由にいかなる不利な取扱いを受けないことを確保するために、第三者を介さず直接監査等委員会に報告することができる体制を構築する。

(10)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査の実施にあたって、監査等委員が独自の意見形成を行うために必要と認める費用は、前払費用や会計士、弁護士等の外部専門家を活用する費用を含め全額会社が負担する。

(11)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1．監査体制の実効性を高めるため、監査等委員会は経理部長、経営管理部長及び内部監査室長並びに取締役(監査等委員である取締役を除く)及び執行役員と情報の交換を行うなど、連携に努める。
2．取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
3．監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く)又は従業員にその説明を求めるものとする。
4．監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の共有を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「東北新社グループ行動規範」の中で、反社会的勢力への対応について、次のとおり定めている。
1．社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの要求を受けた場合には、不当な圧力に屈することなく、毅然とした対応を組織的に行い

要求には一切応じない。
2. 商品売買、業務委託等に際しては、相手が反社会的勢力とのつながりがないか、十分注意を払う。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無　　なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（1）適時開示の基本方針
当社は、自社の財務状況などについての公正な情報を適時にかつ情報が広く伝わるよう公平に開示することを基本方針としております。
さらに、制度的に義務づけられた範囲の情報開示にとどまらず、株式市場に影響を与える可能性のある情報については、自発的に開示しております。
具体的には、「インサイダー取引防止規程」において当社及び関連会社に関する内部情報の管理及び公表について規定し、運用しております。
（2）適時開示体制
1. 情報取扱責任者及び情報開示担当部門
情報取扱責任者　統括情報管理責任者
情報開示担当部門　IR室
2. 適時開示の社内体制
内部情報は全て統括情報管理責任者に報告され、「発生事実に関する情報」「決定事実に関する情報」「決算に関する情報」に区分されます。
「発生事実に関する情報」は、統括情報管理責任者が、事実関係の確認を行い、開示対象情報であった場合、代表取締役社長に報告するとともに、開示まで情報が漏えいしないよう社内関連部署に指示を行い、IR室を窓口として速やかに開示手続きをとっております。
「決定事実に関する情報」「決算に関する情報」は、当社取締役会で承認後、IR室を窓口として速やかに開示しております。
また、TDNETにより東京証券取引所に情報開示後、併せて報道機関等にプレスリリースを行い、当社ホームページへの掲載をしております。

